平成２５年（フ）第９３号
鳥取県鳥取市東今在家320番地５
債務者　福田　妙子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３６号
鳥取県八頭郡八頭町稲荷184番地26、旧住所鳥取県鳥取市気高町浜村424番地
債務者　濵本麻奈美（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４号
愛媛県西予市野村町四郎谷１号1408番地
債務者　松本　秋宏
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第８４号
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内1736番地の１
債務者　西川　留美
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１９５号
青森県上北郡七戸町字笊田３番地２
債務者　山谷　京子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
兵庫県洲本市五色町鮎原三野畑15番地１、前住所兵庫県洲本市五色町都志万歳889番地
債務者　金谷ルリ子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０号
福岡県飯塚市鯰田147番地48　県営愛宕団地１棟104号
債務者　高瀬　佳子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１０２号
鹿児島県鹿屋市旭原町2684番地11、前住所鹿児島県肝属郡吾平町上名3451番地
債務者　中和田理恵子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿屋市今坂町12560番地２　西原台市営住宅７号、前住所鹿児島県鹿屋市西原１丁目20番４号　研学舎コーポ203号
債務者　岩田　貴子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
秋田県男鹿市船越字サッピ24番地６、住民票上の住所秋田県南秋田郡大潟村字東３丁目１番地16
債務者　髙岡憲一郎
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５７号
富山市月岡東緑町４丁目９番地、住民票上の住所富山市月岡西緑町256番地
債務者　永瀬　静子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１７号
松江市東出雲町出雲郷162番地１　グランシア錦新町204号、前住所岐阜県中津川市中津川2382番地の１　レオパレスＳａｎｔｏ102号
債務者　谷山　浩一（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６号
山形県酒田市若竹町２丁目６番10号　コーポ若竹11号
債務者　本間　　仁
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第６７号
福島県南会津郡南会津町針生字窪田765番地３、前住所栃木県那須塩原市三区町530番地11
債務者　菊地百合子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
群馬県高崎市成田町33番地
債務者　新井　　清
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１０７６号
埼玉県朝霞市岡１丁目12番38号　諏訪原マンション207
債務者　勝部　望美（旧姓成瀬）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係